

平成 27 年 3 月 4 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成 27 年 3 月 4 日 (木) 午前 10 時 00 分
場 所	教育委員会室
開 会	午前 10 時 00 分
閉 会	午前 10 時 28 分
出席委員	
委 員 長	横 井 利 男
委 員	雁 部 隆 治
委 員	阿 部 博 道
委 員	坂 根 慶 子
教 育 長	横 山 信 雄
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	石 井 秀 和
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	佐 久 間 之
庶 務 課 長	岩 佐 一 郎
学 務 課 長	齋 藤 好 正
指 導 室 長	月 田 行 俊
生涯学習課長	前 田 泰 伯
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹

2 会議の概要

横井委員長 ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いいたします。本日の日程についてご報告申し上げます。2月27日の告示日において付議事項は2件としていたところ、議案第16号及び議案第17号を日程に追加して審議することといたします。

議決事項第1

議案第14号「墨田区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」の案件を上程する。

庶務課長 議案第14号の提案理由として、社会教育主事の職について、社会教育法第9条の4に定める資格を有した人材を広く任用できるようにするため、所要の規定整備を行う必要があるということでございます。新旧対照表をご覧ください。左側が改正後、右側が改正前でございます。改正前の規定は、第2条第2号において社会教育主事が係長でなければならないとされています。改正後の規定は、社会教育主事を削り、係長でなくても社会教育主事の職に充てることとしました。この訓令は、平成27年4月1日から施行することとしています。ご審議の程、よろしく申し上げます。

生涯学習課長 社会教育主事の件については、生涯学習課の所管ですので、補足説明させていただきます。これまでの経緯ですが、本区における社会教育主事は平成25年度末まで1名いましたが、その方が勤奨退職でお辞めになられました。そのような事を踏まえ、今年度から現在に至るまで欠員状態となっています。一方で社会教育法第9条の2第1項において都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くと規定されています。したがって、現行法制下では必置規定となっています。本区においては係長級で、かつ社会教育主事しなければならないということですが、その要件を満たす者がいないという状況です。よって、直ちに配置することができませんでした。さらに社会教育法第9条の4において社会教育主事を任命するにあたっての資格要件が規定されています。その要件を満たす人材が区の職員の中にいますが、係長級ではありません。ただ、法に規定する要件を満たすことに間違いはなく、一方で本区においては欠員状態でありますので、その状態を解消するべく、区長部局の人事当局とこの間協議を進めてきました。社会教育法上の有資格者であれば、事務職であっても充て職というかたちで任命する他区の例を参考に、本区においても幅広く人材を活用する方針の下で事務職であっても法で定める資格要件を満たしていれば、社会教育主事に充て職として任命することを検討してきた中で、今回の規程改正に結びついたものでございます。

雁部委員 他区においても同様の事例はあるのですか

生涯学習課長 はい、あります。我々が調査したところ、中央区、世田谷区、荒川区、練馬区の4区が事務職員を充て職として社会教育主事に任命しています。充てるにあたっては社会教育法第9条の4に規定する要件を満たしています。

横井委員長 それでは、議決事項第1・議案第14号「墨田区教育委員会事務局統括課長、総括係長及び主任主事の職の指定等に関する規程の一部改正について」原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第2

議案第15号「幼稚園教育職員及び小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」の案件を上程する。

指導室長 議案第15号の提案理由として、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき、感謝の意を表する必要があるということでございます。趣旨は、平成27年3月31日付で退職する小学校副校長に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条に基づき、感謝状を贈呈することとしています。被贈呈者は、曳舟小学校副校長である大塚雅一先生です。交付主体は、墨田区教

育委員会委員長です。交付年月日は、平成27年3月31日です。大塚先生は、初任で更生小学校に5年11か月勤務し、その後他区の学校で勤務した後、第三吾嬬小学校に1年、二葉小学校に副校長として3年、曳舟小学校に副校長として5年勤務されました。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

雁部委員 大塚先生は、スポーツ推進委員ですが、その活動は続けるのですか。

スポーツ振興課長 スポーツ推進委員としては、任期が1年残っていますので、続けていただけると思います。

横井委員長 それでは、議決事項第2・議案第15号「幼稚園教育職員及び小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について」原案どおり贈呈することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第3

議案第16号「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に伴う協議について」の案件を上程する。

庶務課長 議案第16号の提案理由として、地方自治法第180条の2の規定に基づき、墨田区長から協議があったとしています。この内容について教育委員会に対して意見を求めるということでございます。通達の改正概要については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、補助執行先を「教育長」としているものについてはその補助執行先を「教育委員会の事務を補助する職員」に改め、「総合教育会議に関する事務」及び「いじめ問題対策協議会に関する事務(区長の権限に属する事務に限る。)」を新たに補助執行する事務に加えるとしています。新旧対照表をご覧ください。左欄が改正後、右欄が改正前です。改正前の「第2 補助執行事務」に「1 次に掲げる事務は、教育委員会教育長に補助執行させる。」とありますが、地教行法の改正に伴い、教育長が特別職となりますので、改正後は「1 次に掲げる事務は、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させる。」としています。続いて、補助執行事務の中に(1)の項「総合教育会議に関する事務」と(4)の項「いじめ問題対策協議会に関する事務(区長の権限に属する事務に限る。)」を新たに追加することとしています。これらは本来、区長の権限に属する事務ですが、教育委員会に補助執行することで事務を円滑に遂行することができるということで補助執行事務の中に加えられました。その他の改正は、補助執行事務が新たに加わったことによる項番号の改正です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

阿部委員 この通達の規定内容は、一部委任する部分と補助執行する部分に分かれているのですか。

庶務課長 はい。そうです。

阿部委員 これは、いつから適用ですか。

庶務課長 適用日は、平成27年4月1日からです。

横井委員長 それでは、議決事項第3・議案第16号「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正に伴う協議について」原案どおり異議ありませんと回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

議決事項第4

議案第17号「墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授与について」の案件を上程する。

指導室長 議案第17号の提案理由として、墨田区教育委員会表彰状交付基準要綱に基づき、表彰する必要があることとしています。趣旨は、文化・スポーツ面で活躍した児童・生徒及び教育事業に尽力した墨田区立学校に勤務する教職員で、以下の事項に該当するものとしています。児童・生徒については、文部科学省またはそれに準ずる省庁、東京都教育委員会が主催・後援する関東、全国規模のコンクール等へ出場、出展し、3位以上又はそれに相当する賞と認められる賞に入賞した場合と東京都総合体育大会で入賞し、東京都代表として関東大会並びに全国中学校大会に出場した（関東大会以上において6位以上に入賞した）場合としています。教職員については、職務に関し有益な研究を遂げ、又は有益な発明、発見をした、職務の改善進歩に貢献し、成績顕著なとき、職務に熟達し、献身的な努力をもって精励すること多年にわたるとき、教育事業及び社会教育事業に尽力すること多年にわたるときということで基準が設けられています。交付主体は墨田区教育委員会です。交付対象者についてです。教職員は2名います。一人目は、業平小学校の山本先生で、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進で文部科学大臣賞を受賞しています。二人目は、本所中学校の二瓶先生で、陸上部顧問として長年にわたって全国大会に生徒を出場させているということです。児童・生徒は5名います。一人目は、曳舟小学校の田口文喜さんで、調べる学習コンクールにおいて文部科学大臣賞を受賞されたということです。二人目以降は、本所中学校の生徒です。一人は、稲川聖さんで、第26回東京ジュニアオリンピック陸上競技場大会で優勝し、第45回ジュニアオリンピック陸上競技大会に東京都代表選手として出場したということです。それから小森未悠さんと妹尾瑠奈さんで、第60回全日本中学校陸上競技東京大会においてハードル走で5位入賞、200m走で優勝し、第41回全日本中学校陸上競技選手権大会の全国大会に出場したということです。両国中学校の福德結実さんで、2014関東学生空手道選手権大会中学生重量級の部で優勝し、第1回ジュニア世界選手権大会に出場しているということです。最後に寺島中学校卓球部で、第42回関東中学校卓球大会男子団体の部で3位入賞し、第45回全国中学校卓球大会に出場したということです。この7名1団体に表彰状と楯の授与をしたいと考えています。ご審議の程、よろしくお願ひします。

坂根委員 曳舟小学校の文部科学大臣賞を受賞した田口文喜さんの表彰式に行ってきました。その場で表彰された32名のうちの一人で、受賞のスピーチもしていました。特に墨田区は調べるコンクールに多数応募があり、子供らしさを失わないように身近な材料からテーマを選び、広がりすぎずに着眼点を絞り、自分の言葉で自分の考えを表現して欲しいと講評していました。私たちとしてもとても誇らしい表彰式だったので、ご報告申し上げます。

横井委員長 運動面においては子供の活躍が目立ちがちですが、文化面においても徐々に出品数が増えて中身が充実してきている中で、このような立派な表彰を受けたことは、墨田区の子供たちや学校にとっても励みになると思います。大変素晴らしいことだと思います。

坂根委員 その受賞のスピーチにおいて「調べるのが楽しかった。」と話していました。嫌々ではなく、自ら調べるのが楽しいということで、次につなげてほしいと思います。

横井委員長 それでは、議決事項第4・議案第17号「墨田区教育委員会表彰の表彰状及び楯の授

与について」原案どおり授与することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横井委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

以上で、教育委員会を終了いたします。